

2015. 3. 10

松本保健所管内の飲食店でノロウイルス による食中毒が発生しました

本日、松本保健所は松本市内の飲食店を原因施設とするノロウイルス食中毒について発表しました。

患者は、平成27年3月3日にこの施設を利用した1グループ20名中の12名で、神奈川県及び環境保全研究所が行った検査により、患者便及び調理従事者便からノロウイルスが検出されました。

なお、患者は全員快方に向かっています。

次のポイントに注意してノロウイルス食中毒を防ぎましょう。

(ノロウイルス食中毒の予防ポイント)

- 外から帰った時、トイレの後、調理の前、食事の前には、石けんで手を十分に洗いましょう。
- トイレに入る際は、衣服を汚さないように上着を脱ぐか、袖口をまくりましょう。
- 加熱して調理する料理は、中心部まで十分に加熱しましょう。
- まな板、包丁、ふきんなどはよく洗い、熱湯や漂白剤で殺菌して使いましょう。
- 患者さんの嘔吐物などを処理する時は、マスクを着用し、使い捨ての手袋を使って片付けた後、塩素剤で消毒を行い、汚染が広がらないよう十分に注意しましょう。
- 下痢、嘔吐、腹痛、発熱などの症状がある時は、調理に従事しないようにしましょう。

今回の食中毒の詳細については下記のアドレスをご覧ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/happyou/ch150310.html>

◆おう吐、胃痛などの症状のあるときは、早めに医師の診察を受けましょう。

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp
- ・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口